

【ORCA】をお使いで【オンライン資格確認】を導入されていないお客様へ



株式会社オネスティー

代表取締役 高木宏一郎

## 「オンライン資格確認」の近況について

毎々大変お世話になっております。

さて、早速ですが、最近、「オンライン資格確認」についてのお問い合わせを沢山いただくようになりましたので、私を知る限りの情報を発信いたします。

オンライン資格確認システムの中味につきましては、ORCA の『オネスティーの到着情報へようこそ！』を使いまして、令和 2 年 9 月以降、令和 3 年 1 月、2 月、3 月そして 7 月とご案内をしていますので、今更の説明は割愛いたします。

現在、弊社 ORCA ユーザー様のうち、21 件の診療所様でこのオンライン資格確認を導入していただいています。

そして、その殆どは昨年 8 月から 11 月にかけて導入をし、既に補助金も受け取っておられます。

つまり、昨年 3 月末までの申し込みで、補助金：39 万円を上限として満額をいただける間に導入されたお客様でした。

ところがその後、国が当初予定していたほど、オンライン資格確認の導入は進んでいません。

マイナンバーカードを取得させる為に、いろいろとポイントを与えていますが、それは保有者が増えないからだと思えます。

特に件数が最も多い、医療機関（診療所）様の伸びが悪いのです。

そこで、この 7 月以降、支払基金や中には厚生労働省が医療機関様に直接電話をかけて導入を促す作戦に出ました。

そんなところから電話があると「えっ？」ということになり、弊社に尋ねてみる という流れが多くなって来たのだと推察します。

「オンライン資格確認の導入が来年の 4 月から原則義務となりました！」と脅し文句のように聞こえているのだらうと思えます。

「まずはポータルサイトへのアカウント登録をお願いします！」の誘いに飛びつかないことをお勧めします。

その先の、カードリーダーを選択してしまつたら、キャンセルは出来なくなりますので、十分ご注意ください。

ここで、令和 4 年 7 月 22 日厚生労働省保険局提供の別紙資料をご覧ください。

最後のページ（19 ページ）に【義務化や補助金の詳細は、決まり次第、速やかに周知を行います。】とあります。

これはどういうことかと言いますと、

今年に入り、5 月 20 日（金）7 月 13 日（水）とオンライン資格確認導入促進のための、リモート会議が 2 度開催され、私も 2 度とも参加しました。厚生労働者、日本デジタル庁、支払基金、ORCA 管理機構からも担当者が出席して、盛んに導入のお願いをしていました。

**その中で、大きく 3 点、宿題が残っています。**

① 原則義務としているが、どういうケースが例外として認められるのかを明確にする。

② 補助金の見直しを早急にします。

★資料の 10 ページに記載あり

③ 診療報酬の加算を早急に見直します。

★資料の 11 ページにあります。これは非常に評判が悪いので、無くす方向での見直しかと思えます。

実はこの3点は5月20日の時点で宿題となったのですが、約2ヶ月後の7月13日の時点でも同じ回答をしていましたので正直、私はがっかりでした。

今、どうしようかと具体的に相談をお受けしているお客様には、  
『上記の3点がはっきりするまで待ってから、決めたらどうでしょうか?』とお答えしています。  
そして、何か変化があればすぐにお知らせします!とお話しています。

来年の3月末をタイムリミットとした場合、以後、全部のお客様から注文が来たら、納入が間に合わない可能性は大です。しかし、この制度に反対をしている方も多くいらっしゃいますので、**弊社のスタンスとしては『無理に導入を促さない』です。**1年前と違い、今はパソコン等の値段もかなり上がっていますので、導入費用を39万円に納めることは出来なくなりました。また、別途必要なところは(以前提供の資料にも記載していますが)、LAN配線工事の費用も別にかかります。

今後、導入を検討されるようであれば、支払基金のホームページにオンライン資格確認の案内もございます。オンライン資格確認ポータルサイト、弊社からのORCA新着情報のページ等をご熟読ください。カードリーダーのORCA推奨機種も記載しております。

**申請は、ご自分達でなければなりません。弊社が代行することはありません。**

導入後、補助金の申請書類だけは、弊社で準備(作成)いたします。

そういう流れも、今まで提供して来た文書に全て記載しています。

何かご不明な点がありましたら、メールにてお問い合わせください。

オンライン資格確認をする場合、メールアドレスの登録が必須ですので、メールでお受けいたします。

高木宏一郎 メールアドレス：[takaki@honesty-inc.co.jp](mailto:takaki@honesty-inc.co.jp)

以上、よろしくお願いいたします。

**オンライン資格確認の導入が  
原則として義務付けられます  
～データヘルスの基盤となります～**

**【医療機関・薬局の皆さまへ】**

令和4年7月22日  
厚生労働省 保険局

# 01

オンライン資格確認は、  
**安心・安全で質の高い医療を提供**していく  
データヘルスの基盤となる仕組みです



シカク君

# オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。  
(マイナポータルでの閲覧も可能)



支払基金  
・国保中央会

資格情報  
特定健診等情報  
薬剤情報 等

**オンライン資格確認等システム**

※薬剤情報等は  
レセプトから抽出

**医療機関・薬局**



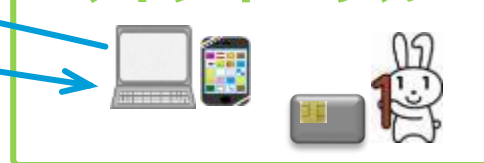
※**マイナンバーは用いず**、マイナンバーカードのICチップ内の**電子証明書**を用いる

※ICチップに資格情報や健康情報を保存するわけではない

※**健康保険証（処方箋）でも資格確認が可能**

※特定健診等の閲覧は、**マイナンバーカードが必要**

**マイナポータル**



※政府が提供している、オンラインで自分の情報が見られる等の機能を有する自分専用のサイト

# 今後、用途が広がっていきます

## 【患者同意の元で閲覧できる情報の拡大】

「薬剤情報・特定健診情報」

→ 透析や医療機関名など閲覧・活用できる健診等を拡大

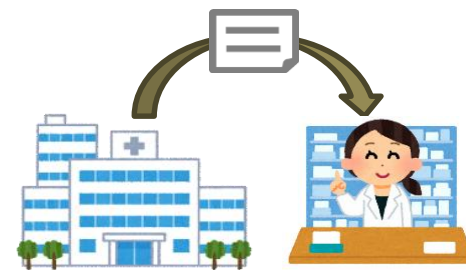
⇒ PHR、さらにその先へ



## 【電子処方箋の導入】

薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）

が可能に



幅広い活用が可能に

# 情報化の「基盤」としてのオンライン資格確認

○ これまでの課題に対応

① 全国の医療機関・薬局が安全かつ常時接続

+レセプトという統一様式での情報提供、新たな入力不要

② 医療情報を個人ごとに把握、本人の情報を確実に提供することが可能

- ・ 個人単位化された被保険者番号
- ・ マイナンバーカード（≠マイナンバー）による本人確認

③ 患者／利用者の同意を確実にかつ電子的に得ることが可能

⇒ データヘルスの基盤

分散していた様々な情報について、利活用を進めやすくする基盤となる

## 02

オンライン資格確認について、令和5年4月から  
導入が原則として義務付けられることになりました



シカク君



# オンライン資格確認の導入は、原則として義務付けられます

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」では、オンライン資格確認に関して以下のとおり記載されています。

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

…オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、

2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、**関連する支援等の措置を見直す**<sup>141</sup>。2024年度中を目途に**保険者による保険証発行の選択制の導入**を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、**保険証の原則廃止**<sup>142</sup>を目指す。

<sup>141</sup> 診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

<sup>142</sup> 加入者から申請があれば保険証は交付される。

# 今後、マイナンバーカードでの受診がスタンダードになります

- マイナンバーカードの申請受付数は約5,994万件、交付実施済数も約5,754万件に※1。60～74歳の方の50.1%が交付済み※2となり、高齢者におけるマイナンバーカードの取得も進んでいます。
- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」では、令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、保険証を利用している機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指します。

※ 加入者から申請があれば保険証は交付される

マイナンバーカードの交付実施済数の増加

+

保険証発行の選択制導入

保険証の原則廃止

マイナンバーカードを持参する患者が続々と増えます  
早めに導入をしていただくよう、お願いします

※1：令和4年7月10日時点のマイナンバーカードの有効申請受付数（累計）59,946,685枚、交付実施済数（累計）57,542,055枚

※2：60～74歳人口24,848,147人に対する割合。（参考：60～74歳におけるマイナンバーカード交付実施済み枚数：12,447,865枚、令和4年6月末時点。）

# 健康保険証を用いた場合も十分メリットを感じていただけます

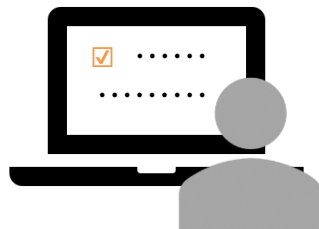
- マイナンバーカードをお持ちでない患者が訪れた際にも、**健康保険証の情報（記号番号等）でオンライン資格確認が行えます。**
- 健康保険証による資格確認だけでも十分メリットを感じられるとの声を多数いただいております。

## 健康保険証の記号番号等を入力



- ✓ 新規患者の入力の手間削減

## 資格情報の取得・システムに取込



- ✓ その場で資格の有効性確認が可能
- ✓ 入力誤りの防止、チェックの負担軽減
- ✓ 来院前に予約患者の資格確認をまとめて行うことも可能

# 運用中の施設からいただいた声

- 現在、オンライン資格確認は**57,317施設（7月10日時点）**で実施されています
- 運用を開始された施設からは、「健康保険証の有効性を確実に照会できることが最も大きなメリットだ」等のお声もいただいております、マイナンバーカードを持参する患者が少なくともオンライン資格確認で資格有効性は確認できます。

【運用開始施設の内訳】 病院：3,395、医科診療所：15,123、歯科診療所：12,031、薬局：26,768

## 運用中の施設からいただいた声

### 【大塚眼科クリニック（神奈川県）】



Q：オンライン資格確認の導入によって、受付業務はどう変わりましたか？

A：受付の業務量が大幅に減りました。**以前はスタッフ3名で行っていた受付業務を、今では1名で回せるほどです。**・・・住所や氏名、保険者番号などの情報が自動的に電子カルテに連携されるので、入力する手間もなくなりますし、当然ながら入力ミスも皆無です。

### 【うめい内科医院（福岡県）】



Q：オンライン資格確認を一定期間運用して、メリットを強く感じているのはどのような点でしょうか？

A：実際に利用してみると、**保険証を確実に照会できることが最も大きなメリットだ**と気づかされました。これまでは、転職などで保険者が変わっても、患者さんから渡される健康保険証が変わっていなければ、受付の時点で気づくことはできませんでした。それに、どんなに気をつけていてもやっぱりヒューマンエラーが起きますから、住所が確認できるのも便利です。

詳しくは「オンライン資格確認 導入事例紹介サイト」へ  
<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



運用中の15施設の  
事例をご紹介します！  
今後もアップ予定

# 導入には、補助金が活用できます 【現在、見直しを検討中】

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助		

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施。

※ 補助が出る期間は、令和5年3月末までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月末までに補助金交付申請をしたものが対象。

# 診療報酬/調剤報酬が加算されます

令和4年度、診療/調剤報酬改定にて  
オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用に係る評価が新設されました。

## <保険医療機関>

○初診時にオンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得した場合は、7点が加算されます。

○再診時に患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することで、月1回、再診料（外来診療料）に対して4点が加算されます。

※オンライン資格確認を導入しているが情報を取得困難な場合等については、初診に限り初診料に対して3点を加算することができるようになります（令和6年3月31日まで）。

## <保険薬局>

○オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得した場合は、月1回に限り3点が加算されます。

※オンライン資格確認を導入しているが情報を取得困難な場合等については、3月に1回に限り1点を加算することができるようになります（令和6年3月31日まで）。

## 03

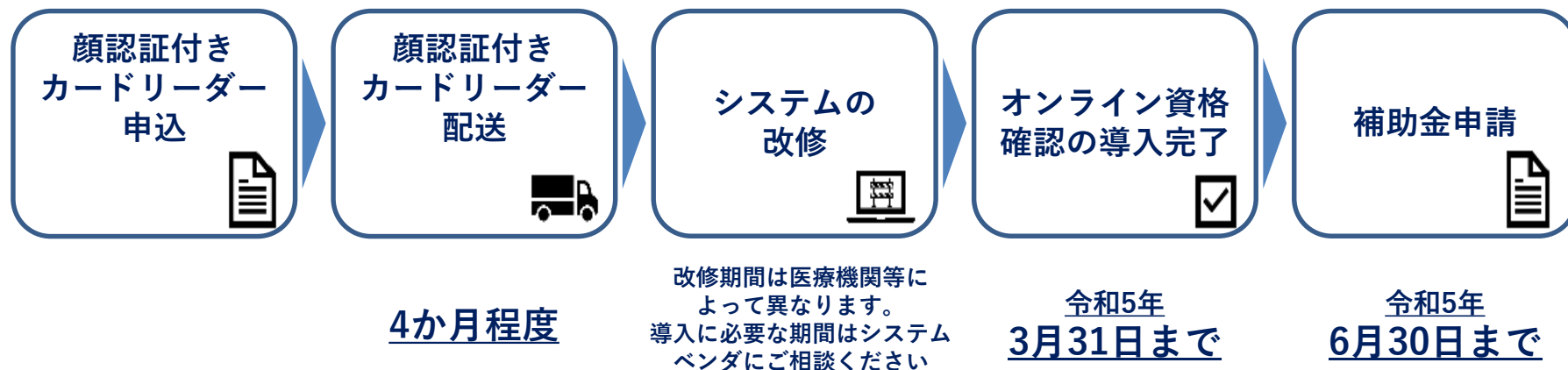
顔認証付きカードリーダー未申込の方は、  
速やかに「顔認証付きカードリーダー」の申込  
をお願いします

動画視聴後、すぐに顔認証付きカードリーダーをお申込みください

顔認証付きカードリーダーの申込をしていない医療機関、薬局の方

顔認証付きカードリーダーを速やかにお申込み下さい。

令和5年4月から導入が原則として義務化されることに加え、令和5年3月31日までに導入を完了することが補助金の条件です





# 申込に向け、まずはポータルサイトへのアカウント登録をお願いします

検索サイト等で「医療機関ポータル」と検索、または右のQRコードを読み取り、アカウント登録をお願いします。

アカウント登録はこちら



その後の手続きは、「準備作業の手引き」をご確認ください

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

令和2年11月時点


令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた  
準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年11月  
厚生労働省保険局

オンライン資格確認の  
導入にご協力ください!



医療機関等向けポータルサイト登録から、  
運用開始までに準備が必要なこと、  
システムベンダと調整すべき内容、 補助金  
申請について記載

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き  
[34e903652475b4be1bcc34f1e2b8b74a.pdf \(iryohokenjyoho-portalsite.jp\)](https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/34e903652475b4be1bcc34f1e2b8b74a.pdf)

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare


令和4年7月時点

レセプトのオンライン請求を  
行っていない方向け

オンライン請求ネットワーク整備を含む  
オンライン資格確認導入に向けた  
準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和4年7月  
厚生労働省保険局



オンライン資格確認を始めるためのネッ  
トワーク（オンライン請求回線）がない  
医療機関、薬局向けに手引きを改修

ネットワーク整備を含むオンライン資格確認の導入に向け  
た準備作業手引き  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/docs/ce1a8d69210cba8e901bdb4d80d37583.pdf>

## 04

顔認証付きカードリーダー申込済の方は、  
**速やかに運用の開始**をお願いします

# 動画視聴後すぐにシステム業者と改修作業の調整をしてください

## 導入準備中の医療機関、薬局の方

- 令和5年4月からの「オンライン資格確認の原則義務化」、「オンライン資格確認の導入補助金申請」（令和5年3月31日までの導入完了）に伴い、今後さらに**導入が加速する**ことが予測されます。
- 改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性が生じることから、令和5年4月からの**オンライン資格確認の原則義務化に間に合うよう**、また、**導入補助金を受け取ることができるよう**、**速やかに導入に向けた調整をお願いします。**

年 月	令和4年						令和5年					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
スケジュール	顔認証付きカードリーダー未申込施設			システムベンダへの 依頼が集中						オンライン 資格確認の 導入完了 <small>令和5年 3月31日まで</small>		オンライン 資格確認 原則義務化
	顔認証付き カードリーダー 申込											

# システムベンダーへの発注

「顔認証付きカードリーダー  
申し込み」後すぐに依頼

「運用開始」の1ヶ月前まで<sup>(※5)</sup>

## 1 見積依頼

▶システムベンダーに依頼

- システムベンダーにおいてオンライン資格確認の導入に向けた作業が必要となります。まずはシステムベンダー※1にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に以下をお伝えください。

### システムベンダーへお伝えいただく内容

- 導入を希望する時期（令和4年9月、できるだけ早く、等）
- 顔認証付きカードリーダーの製品名（申し込み済みの場合）

見積提示にあたってシステムベンダーから各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。代表的なものは下記の通りです。

### システムベンダーからの確認事項（例）

- 顔認証付きカードリーダーの希望設置場所
- パソコン（推奨OS搭載）等の別途発注要否 ※2
- オプション機能の要否 ※3
- オンライン請求回線の導入有無・回線種別等 ※4

※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。

※2：資格確認端末（パソコン）には推奨OS（Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC 64bit版、又は Windows10 Enterprise 2019 LTSC 64bit版）を設けています。

※3：レセプトコンピュータ等のオプション機能や追加パソコン（薬剤情報・特定健診情報閲覧用端末の増設）がある場合があります。

※4：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIpssec+IKE接続方式の2種類です。

※5：システムベンダーの対応スケジュール等によるため、お早めにシステムベンダーにご相談ください。

## 2 発注

▶システムベンダーに発注

- 提示された見積をご確認の上、システムベンダーへの発注をお願いします。

### 発注タイミングについての留意事項

システムベンダーにおいては、機器準備や導入作業要員の手配が必要なため、発注から運用開始まで少なくとも1ヶ月程度はかかります。実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、システムベンダーとよくご相談ください。

## 3

### オンライン資格確認利用申請

「機器受取/設定」の5営業日前まで

#### 必要情報の確認

- オンライン資格確認の利用申請には以下の情報が必要となりますので事前にご確認ください。

#### 申請時に必要となる情報

- 電気通信回線種別（IP-VPN接続方式・Ipsec+IKE接続方式のいずれか）※1
- お客さまID（IP-VPN接続方式でNTT回線利用の場合※1）
- オンライン資格確認の利用開始予定年月
- 運用テスト開始予定年月（決定している場合）

#### ポータルサイトで申し込み

▶ポータルサイトで申請

- オンライン資格確認利用申請を行ってください。

医療機関等向けポータルサイト「利用申請・補助申請される方」内の**2. オンライン資格確認利用申請**から申請可能です。

続けて  
申請

- 電子証明書発行申請
  - 「オンライン資格確認利用申請」完了後に電子証明書の発行画面へ進みます。
  - オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために接続するパソコンごとに電子証明書が必要です。

ポータルサイトで  
申し込み

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/application/post-4.html>

対象者  
のみ

- レセプトのオンライン請求申請（導入していない方のみ）
  - オンライン資格確認とあわせてレセプトのオンライン請求の開始を希望する場合は、上記申請の中でまとめて申請が可能です。

※1：オンライン資格確認で利用できる電気通信回線は、IP-VPN接続方式（光回線に限る）とIpsec+IKE接続方式の2種類です。

準備作業手引きの〈参考〉電気通信回線種別をご参照いただき、ご自身の現在契約されている種別・サービス名より電気通信回線種別をご確認ください。

## 最後に

義務化や補助金の詳細は、  
決まり次第、速やかに周知を行います